

韓国における新しい原子力安全委員会

海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 原子力安全委員会設置の経緯

- 1 旧原子力安全委員会
- 2 原子力安全規制に関する議員立法の動き
- 3 福島原発事故と新原子力安全委員会の設置

II 原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律

- 1 法律の概要
- 2 論点

おわりに

翻訳：原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律

はじめに

韓国は世界第6位の原発大国であり、国内の発電設備容量の約25%、発電量の約31%を原子力が占める⁽¹⁾。1978年に国内初の営業運転を開始した古里原発1号機から、2011年2月に新規稼働した新古里1号機を含め、現在、21基の原子炉が、全国4つの地域（蔚珍（ウルチン）、月城（ウォルソン）、古里（コリ）、霊光（ヨングァン））で稼働している。

現在の韓国のエネルギー政策は、2008年8月に国家エネルギー委員会が策定した「第1次国家エネルギー基本計画⁽²⁾」に基づいている。同計

画では、「原油価格の上昇、温室効果ガスの削減等に対応するため、原子力の役割強化は避けられない選択」であるとして、2030年には原子力の発電量を全体の59%に引き上げることが目標に掲げられた。同基本計画に沿って2010年末に策定された「第5次電力需給基本計画⁽³⁾」では、2024年までに原子炉を新規に14基（新古里1号機を含む）建設する計画が盛り込まれた。

他方、韓国は原子炉の輸出にも力を入れており、2009年末にはアラブ首長国連邦の原子力発電事業の受注に成功した。経済産業省に相当する知識経済部（Ministry of Knowledge Economy : MKE）は2010年1月、「原子力発電輸出産業化戦略⁽⁴⁾」を発表し、2030年までに80基の原子炉を輸出し、世界3大輸出国入りを目指すことを明らかにした。

しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災によって引き起こされた福島原発事故が、原子力の利用を推進してきた韓国にも大きな影響を与えた。原子力の安全性に対する世論の不安が高まったことを背景として、原子力の安全性を強化する方向で原子力行政の再編が一気に進んだ結果、従来、文部科学省に相当する教育科学技術部（Ministry of Education, Science and Technology : MEST）長官の所轄の下に置かれていた原子力安全委員会が同部から独立し、

(1) 韓国の原子力政策の現状、福島原発事故発生後の韓国政府の対応等については、以下の資料を参照。藤原夏人「【韓国】政府は原子力推進政策を継続」『外国の立法』No.247-2, 2011.5, pp.34-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050641_po_02470211.pdf?contentNo=1> 以下、インターネット情報は、2012年3月30日現在である。

(2) 「국가에너지기본계획(2008~2030)」(国家エネルギー基本計画(2008~2030)) <<http://www.mke.go.kr/info/periodical/publishView.jsp?seq=573&pageNo=1&srchType=1&srchWord=국가에너지>>

(3) 「제5차 전력수급기본계획」(第5次電力需給基本計画) <<http://www.mke.go.kr/law/notification/gosiView.jsp?seq=58302&pageNo=1&srchType=3&srchWord=제5차%20전력수급기본계획&pCtx=2&yearNum=2010-490>>

(4) 「2030 원전 3 대 선진국으로 도약」(2030 原発3大先進国へ跳躍) 知識経済部『報道資料』2010.1.13. <<http://www.mke.go.kr/news/coverage/bodoView.jsp?seq=57744&pageNo=1&srchType=3&srchWord=선진국으로&pCtx=1>>

大統領の所轄の下に置かれる新しい組織として再編された。本稿では、新しい原子力安全委員会⁽⁵⁾が設置された経緯及び同委員会の概要について紹介する。

I 原子力安全委員会設置の経緯

1 旧原子力安全委員会

通常、ある国が原子力を導入、推進する場合、初期には人材が不足していたり、推進を優先させるため、規制機関の力が弱かったり、推進側と業務が混在することがあるが、その後の推進過程において、様々な事件事故が発生し、それに対する大衆の関心が高まるにつれ、規制機関の規模が大きくなり、独立性も形成されるとされ、韓国における原子力安全委員会の設立も、その流れの中に位置付けられている⁽⁶⁾。

1994年9月20日、国際原子力機関（IAEA）において、1986年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故を契機として検討されてきた原子力の安全に関する条約が採択された。採択とほぼ同じタイミングの同月10日、韓国政府は原子力安全政策声明⁽⁷⁾を発表した。同声明において、韓国政府は、「原子力の安全が、原子力事業推進に優先する最高の目標であることを明らかにし、原子力の安全性の国際水準の確保を目指し、そのために安全技術の発展のみならず、安全規制制度の国際化及び合理化の達成を図る」と述べ、「独立性」、「公開性」、「明確性」、「効率性」、「信頼性」の5原則により、原子力安全規制を強化するこ

とを明らかにした。その背景として挙げられているのは、「近年、一部国民は、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故等により、原子力の安全に対して否定的な認識を持つようになり、政府は原子力施設の用地選定に関し、少なくない困難に遭遇している。従って、原子力関係者すべてが、原子力の安全に対する国民の理解を高めるのに先頭に立ち、国民の信頼を得られるよう努力しなければならない」という国内要因と、「原子力安全に関する条約は、原子力の安全に関する国際基準を提示し、その遵守いかんに関し、国際的な共同監視を推進するという内容である。これをもって各国は、原子力の安全に対する国際的な責任を負うようになり、安全性向上に関する国際的な圧力も排除できなくなった」という国外要因である。

1996年10月に原子力の安全に関する条約が発効した直後の同年11月4日、韓国政府は、原子力安全委員会の設置を盛り込んだ原子力法中改正法律案⁽⁸⁾を国会に提出した。同法案の原子力安全委員会設置案は、国会審議の過程において、「原子力安全委員会の新設は、原子力の安全に関する条約の発効に伴って不可避な側面があるとともに、これまで原子力委員会が原子力利用開発に重きを置き、相対的に原子力安全規制を疎かにした側面があったので、独立した原子力安全委員会を新設することにより、今後、原子力安全規制機能の独立・強化が期待される点において、適切な立法措置と史料される⁽⁹⁾」と評価され、同年11月30日に国会本会議で可決、12月

(5) 本稿では、必要に応じて2011年の組織再編前の原子力安全委員会を「旧原子力安全委員会」、組織再編後の原子力安全委員会を「新原子力安全委員会」として区別する。

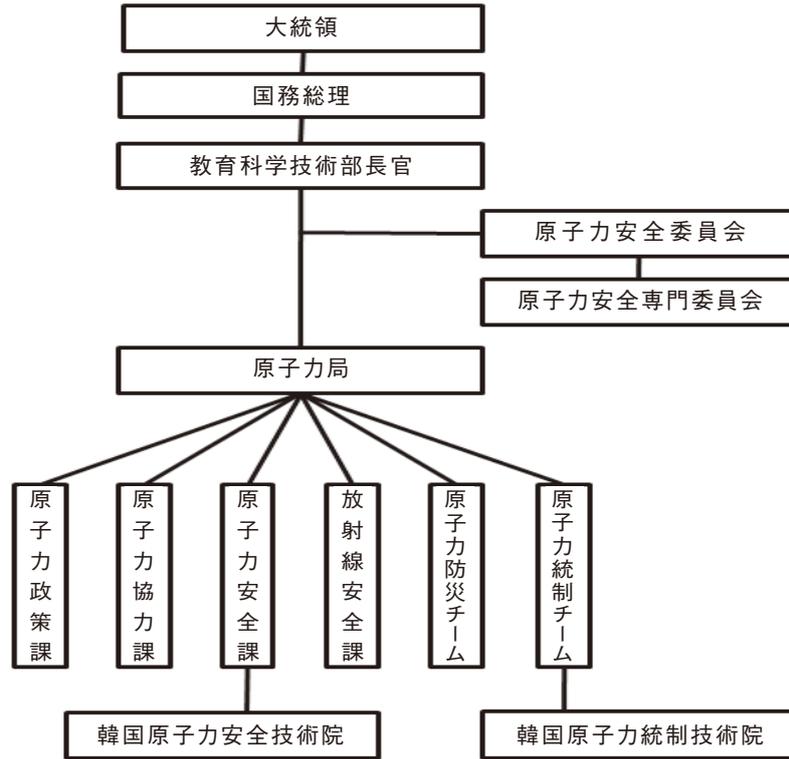
(6) 최광식 (チェ・グァンシク) 「원자력 안전 규제의 독립성에 대한 고찰」(原子力安全規制の独立性に対する考察) 『原子力産業』 311号, 2009.1, p.83. <<http://www.kaif.or.kr/pds/02.asp?mode=view&pid=4047000&pdepth=0&P=19&schk=1&key=>>

(7) 「原子力安全政策声明」<<http://www.mest.go.kr/web/1115/ko/board/view.do?bbsId=154&boardSeq=13221>>

(8) 「원자력법중개정법률안」(原子力法中改正法律案)<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=013774> 原子力法が最初に制定されたのは、1958年である。

(9) 「原子力法中改正法律案審査報告書」1996.11, p.10. <http://likms.assembly.go.kr/bms_svc/img_attach2/15/doc_20/150231_20.PDF>

図1 福島原発事故以前の原子力安全規制機関（注）（2010年）



（注） 原子力局の下部組織のうち、原子力政策課及び原子力協力課を除く4つの課又はチームが、主として原子力の安全規制を担当していた。

（出典） 教育科学技術部・韓国原子力安全技術院『原子力安全白書2010』p.66. <<http://www.kins.re.kr/df/2010%20원자력안전백서.pdf>>等を基に筆者作成

30日に公布された。この法改正により、原子力推進と原子力安全規制を兼ねていた原子力委員会から、原子力安全規制の機能が分離し、翌1997年、旧原子力安全委員会が新設された。

旧原子力安全委員会は、その後の政府組織の再編に伴い、2008年に発足した李明博（イ・ミョンバク）政権下では、教育科学技術部長官の所轄の下に置かれ、その下に5つの専門分科会（原子炉系統分科会、放射性防護分科会、用地及び

構造分科会、政策及び制度分科会、放射能防災及び環境分科会）から成る専門委員会が設置されていた。福島原発事故以前の韓国における原子力安全規制は、旧原子力安全委員会、韓国原子力安全技術院⁽¹⁰⁾及び韓国原子力統制技術院⁽¹¹⁾を含め、教育科学技術部の原子力局を中心とした体制となっていた⁽¹²⁾。しかし、その後の新原子力委員会の設置に伴い、原子力安全規制体制が再編された（図1参照）。

(10) 韓国原子力安全技術院（KINS：Korea Institute of Nuclear Security）は、原子力の生産と利用に伴う放射線災害から国民を保護し、公共の安全と環境保全に資することを目的に設立された機関である。原子力施設の安全検査及び審査、放射線安全規制、原子力安全研究、免許試験管理、原子力安全規制に関する国際協力等を行う。

(11) 韓国原子力統制技術院（Korea Institute of Nuclear Nonproliferation and Control：KINAC）は、原子力関連施設及び核物質等に関する安全措置及び輸出入統制等の業務を効率的に推進することを目的に設置された機関である。核物質等の国際規制物資及び関連技術の輸出入の統制、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する審査及び検査、原子力の統制に関する国際協力等を行う。

(12) 福島原発事故直前の2011年2月、教育科学技術部の組織再編により原子力安全局が新設されたが、新原子力安全委員会の発足とともに廃止された。李明博政権以前の原子力安全規制体制の変遷については、以下の資料を参照。김충곤（キム・チュンゴン）『우리나라 원자력 행정 체계와 발전 방향에 관한 연구』（我が国原子力行政体系と発展方向に関する研究）行政安全部, 2009, pp.69-73. <<https://www.training.go.kr/>>より

2 原子力安全規制に関する議員立法の動き

2008年10月、国会において、与党ハンナラ党（当時）のチョン・ドゥオン議員及びチョン・テゲン議員の主催で、「低費用エネルギー原子力利用の未来は果たして順調か—原子力安全に対する信頼性確保案—」と題する討論会が開催された。原子力安全規制機能の独立性の問題に関し、現役の国会議員が主催した初めての公開討論会といわれる⁽¹³⁾。そこでの議論を基に、2009年7月20日、チョン・ドゥオン議員は、旧原子力安全委員会を教育科学技術部から独立させることを骨子とした「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律案⁽¹⁴⁾」を代表発議した。チョン・ドゥオン議員は、「低炭素グリーン成長が話題となっている昨今、炭素排出のないエネルギー供給と、原発輸出の側面において、原子力にかける国民の期待は大きい。しかし、この辺で、我々は、別の角度から聞こえてくる国民の心配の声に耳を傾けなければならない⁽¹⁵⁾」と述べている。この他にも、2009年12月11日に野党民主党（当時）のキム・チュンジン議員が代表発議した「原子力安全規制法案⁽¹⁶⁾」、2010年3月16日に野党民主労働党（当時）のクォン・ヨンギル議員が

代表発議した「原子力安全委員会等の設置及び運営に関する法律案⁽¹⁷⁾」等、原子力法制の再編及び原子力規制の強化に関する多くの関連法案⁽¹⁸⁾が提出された。

李明博政権下の原子力行政は、原子力利用（発電）を知識経済部が担い、原子力振興（研究開発）及び原子力安全規制を教育科学技術部が担う体制となっていた。原子力安全規制は、原子力利用（発電）からは独立しているが、教育科学技術部が振興と安全規制の両方を担っている点が問題点とされ、以前から国際条約やIAEAの基準に基づいた安全規制体制の強化を図るべきという指摘を受けてきた⁽¹⁹⁾。関連法案は、委員会の位置付け等、内容において法案ごとに相違点もあったが、国際基準に合わせて旧原子力安全委員会を教育科学技術部から分離し、独立性を強化するという方向性では共通していた⁽²⁰⁾。

一方、韓国政府も、原発輸出促進の観点から、「原発輸出国として、原子力の安全性の確認体制を国際水準にするため、国内外の環境変化、技術発展、新しい国際ルール等を反映し、法令及び技術基準を国際水準へ整備していく⁽²¹⁾」として、原子力安全規制の強化に前向きな姿勢を見せて

(13) 前掲注(6), p.72.

(14) 「원자력안전위원회의 설치 및 운영에 관한 법률안」(原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律案)

〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H0S9Y0S7M2K0T1M8H0W9N0P6X603P7〉

(15) 정두연(チョン・ドゥオン)「원자력 안전 규제 체제—국민이 안심하고 사랑하는 원자력을 만들기 위한 기초 공사—」(原子力安全規制体制—国民が安心し、愛することのできる原子力を築くための基礎工事)『原子力産業』315号, 2009.7-8, p.22. 〈http://www.kaif.or.kr/pds/02_s.asp?mode=view&pid=4116000&pdepth=0&nP=1&schk=2&sk ey=정두연〉

(16) 「원자력안전규제법안」(原子力安全規制法案)

〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_P0K9Q1Y2E1E1M1S8Q1R5L4J1W3V4W7〉

(17) 「원자력안전위원회 등의 설치 및 운영에 관한 법률안」(原子力安全委員会等の設置及び運営に関する法律案)

〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_F1V0E0N3V1Y6J1F5E1V7V2O6Q9K2J1〉

(18) 関連法案の概要は、以下の資料を参照。白井京「韓国における原子力安全規制法制」『外国の立法』No.244, 2010.6, p.113. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050512_po_024408.pdf?contentNo=1〉

(19) 2008年10月の討論会でも、同様の点が指摘されている。前掲注(6), p.68.

(20) 前掲注(14)、前掲注(16)及び前掲注(17)の各法案の提案理由を参照。

(21) 教育科学技術部・韓国原子力安全技術院『原子力安全白書2010』p.18.

〈<http://www.kins.re.kr/pdf/2010%20원자력안전백서.pdf>〉

いた²²⁾。

3 福島原発事故と新原子力安全委員会の設置

前述のとおり、福島原発事故以前において、すでに韓国では原子力安全規制を強化する議論がなされており、国会においても、旧原子力安全委員会の独立性の強化について、関連法案が審議されていた。しかし、当初から「規制行政体制の改編は、省庁間の利害の関係する問題であり、現在、小さな政府を志向する国政の方向性等を考慮するとき、近い将来新しい独立規制委員会がつけられるのは難しいとの印象を受けた²³⁾」との予測があったとおり、国会審議は「原子力行政体系改編案に対して長官級組織の新設は、小さな政府の原則に合わないという点や、新設しようとする原子力安全委員会が、安全規制の独立性と専門性を担保することができるのか等についての慎重な立場もあり²⁴⁾」、2011年に入っても継続審議となっていた。

しかし、同年3月に発生した福島原発事故が、韓国にも大きな影響を与え、「原子力安全の重要性が、国民的関心事として浮上し、我が国（韓国）

の原子力安全行政体制に対する速やかな改編の必要性が提起された²⁵⁾」ことにより、韓国の原子力安全規制強化の議論を一気に推し進める結果をもたらした。

福島原発事故後、政府と与党ハンナラ党（当時）は、早い段階から原子力振興と原子力安全規制を明確に分離し、教育科学技術部の所轄の下に置かれていた原子力安全委員会を同部から独立させる方針を明らかにするとともに、大統領の所轄の下に、新しい原子力安全委員会を設置することで合意した²⁶⁾。その後、国会教育科学技術委員会において、新しい原子力安全委員会の設置根拠となる法案が「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律案」として1本にまとめられ、2011年6月の臨時国会の本会議において可決された。同法は同年7月25日に公布され、10月26日、新原子力安全委員会（Nuclear Safety and Security Commission：NSSC）が正式に発足した。それに伴い、従来、教育科学技術部が担っていた原子力安全規制が、新原子力安全委員会に移管された（表1参照）。

また、新原子力安全委員会の発足に関連して、

表1 韓国の原子力行政の担当省庁の変化

	新原子力安全委員会設立前	新原子力安全委員会設立後
原子力利用（発電）	知識經濟部	知識經濟部
原子力振興（研究開発）	教育科学技術部	教育科学技術部
原子力安全規制	教育科学技術部	新原子力安全委員会

（出典）筆者作成

22) ただし、政府内では、原子力安全委員会の独立性には問題がないとする教育科学技術部と、原子力振興（研究開発）も知識經濟部に移管すべきとする知識經濟部の利害対立を抱えていた。チェ・ギョンファン知識経済部長官（当時）は、アラブ首長国連邦の原子力発電事業受注の際、ライバル企業から、韓国の原子力安全規制体制が問題と指摘されたと述べている。「원전 ‘수출체제’ 행정조직 개편」（原発‘輸出体制’行政組織改編）『毎日経済』2009.12.29. <<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2009&no=668351>>

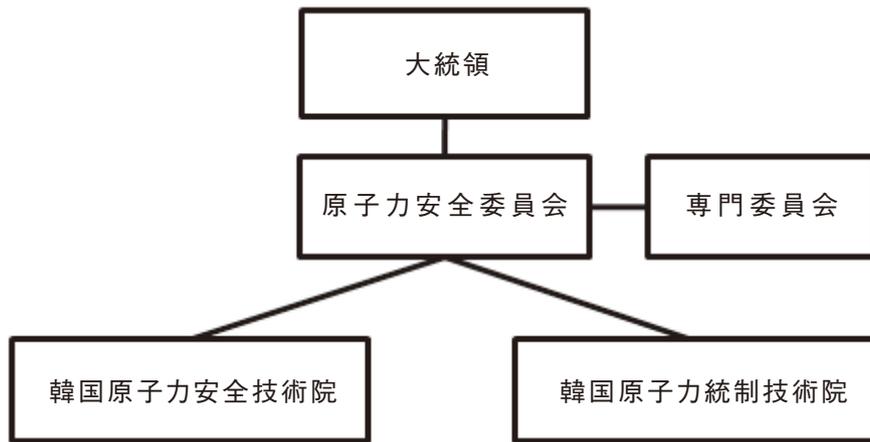
23) 前掲注(6), p.72.

24) 이용원 (イ・ヨンウォン) 「원자력 안전강화를 위한 원자력행정체계의 개편」（原子力安全強化のための原子力行政体制の改編）『国会報』2011.8, p.76. <http://review.assembly.go.kr/past_img_list.jsp> より

25) 同上, p.77.

26) 「당정, 대통령 소속 원자력안전위 설치키로」（与党政府協議、大統領所属原子力安全委員会設置へ）『聯合ニュース』2011.4.20. <<http://www.yonhapnews.co.kr/>> より

図2 新原子力安全委員会設置後の原子力安全規制機関



(出典) 筆者作成

原子力法制の再編も実施された²⁷⁾。従来、原子力の利用、振興及び安全は、いずれも原子力法により定められていたが、2011年7月の関連法案の制定及び改正により、同法は「原子力振興法」として全面改正され、原子力安全規制が分離された。同時に、新たに原子力安全法が制定され、旧原子力法から分離された原子力安全規制に関する事項を定めることとなった。原子力安全法では、新原子力安全委員会が5年ごとに「原子力安全総合計画」を策定すること、新原子力安全委員会の監督下に原子力安全の専門機関を置くことができること、原子力安全規制全般を新原子力安全委員会が統括すること、原子炉及び関連施設の建設、運営等の許認可に関すること等が規定されている。なお、原子力安全規制が原子力法から原子力安全法に移行したことに伴い、韓国原子力統制技術院の設置根拠も、原子力法から原子力安全法に移行した。併せて韓国原子力安全技術院法も改正され、両機関とも、新原子力安全委員会の下部機関となった(図2参照)。

II 原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律

1 法律の概要

原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律(以下「安全委員会法」という。)は、全4章(本則19条及び附則5条)から成る。概要は以下のとおりである。

第1章 総則(第1条～第2条)

目的及び運営原則

安全委員会法は、「原子力安全委員会を設置し、原子力の生産及び利用に伴う放射線災害から国民を保護し、公共の安全及び環境保全に資すること」を目的としている。(第1条)。これにより設置される新原子力安全委員会は、独立性及び公正性を維持し、原子力の研究、開発、生産及び利用に伴う安全管理に必要な対策を講じて実施に努めることを運営原則とする(第2条)。

第2章 原子力安全委員会の設置等(第3条～第10条)

委員会の位置付け及び委員の任命

²⁷⁾ 藤原夏人「【韓国】原子力安全委員会の独立」『外国の立法』No.248-2, 2011.8, pp.20-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050681_po_02480210.pdf?contentNo=1>

新原子力安全委員会の位置付け及び構成については、各法案が、それぞれの内容を提示していたが、いずれにおいても国務総理の所轄の下に置くという点では一致していた。その後、福島原発事故後の政府と与党ハンナラ党（当時）の協議の結果、最終的に、新原子力安全委員会を大統領の所轄の下に置くことで合意し、安全委員会法にも反映された（第3条）。国務総理が原子力委員会（現原子力振興委員会）の委員長を務めているという点を踏まえ、独立性の問題が生じないように配慮した結果とされる²⁸⁾。新原子力安全委員会は合議制の機関であり、政府組織法上の「中央行政機関」（省庁に相当）として扱われる。

新原子力安全委員会の委員は、委員長及び副委員長各1人を含む7人以上9人以下の委員で構成される（第4条）。委員長は長官級、副委員長は次官級であり、これらは常任の委員である²⁹⁾。委員は原子力安全に関する識見及び経験が豊富な者の中から任命又は委嘱することになっており、委員長及び副委員長については国務総理の推薦³⁰⁾により大統領が任命し、その他の委員については、委員長の推薦により大統領が委嘱する（第5条）。

委員の構成

第5条第1項の規定により、委員には、原子力、

環境、保健医療、科学技術、公共安全、法律、人文社会等、原子力安全に寄与する関連分野の人材が等しく含まれていなければならない。各法案の中には、委員を原子力分野の専門家で作成する案もあったが³¹⁾、「現在、原子力分野は、原子力専攻者が原子力発電、振興、研究開発及び安全規制のすべての分野に配置されているなど、「原子力マフィア」という一部批判があることを勘案³²⁾」した結果、原子力分野以外の人材も委員に含めることとなった。現在の委員構成は、表2のとおりである。

委員長の職務

委員会を代表するのは委員長である。委員長は会議を主宰し、所掌事務を統括するほか、必要に応じて国務会議（閣議に相当）に出席して発言し又は所掌事務に関して国務総理に議案の提出を建議することができる。また、国会に出席して委員会の所掌事務について意見を述べることもできるが、国会の要求があるときは、出席して報告又は答弁しなければならない。委員長が職務を遂行できないときは、副委員長及び委員会があらかじめ定めた委員の順に、その職務を代行することになっている。なお、委員長が職務遂行に当たって憲法又は法律に違反したときは、国会による弾劾訴追の対象となる（第6条）。

28) 前掲注26)。一方、新原子力安全委員会を大統領の所轄の下に置いたことについては、「憲法第86条第2項の規定による国務総理の行政各省の統括権を考慮するとき、国務総理の統制を受けない大統領所属の行政委員会が濫立することは望ましくない。また、国務総理の所轄の下に原子力安全委員会を置いて、原子力安全機構と利用・振興機構を分離させるという趣旨に背かない」という批判もある。이상윤(イ・サンユン)『원자력 관련 법령 체계 개편에 관한 연구』(原子力関連法令体系改編に関する研究) 韓国法制研究院, 2011.10, p.392.

〈<http://www.klri.re.kr/kor/publication/pubResearchReportView.do?seq=969>〉

29) 「[별표] 원자력안전위원회 공무원 정원표 (제13조제1항 관련)」([別表] 原子力安全委員会公務員定員表 (第13条第1項関連)) 〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B7272&PROM_NO=23237&PROM_DT=20111025&HanChk=Y〉より

30) 原文では「제청」(提請)である。

31) 「원자력안전위원회의 설치 및 운영에 관한 법률안 심사보고서」(原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律案審査報告書) p.19. 〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H0S9Y0S7M2K0T1M8H0W9N0P6X6O3P7〉

32) 前掲注24), p.77.

表2 新原子力安全委員会委員 (2012年3月30日現在)

	氏名	経歴
委員長	강창순 (カン・チャンスン)	ソウル大原子核工学科名誉教授
副委員長	윤철호 (ユン・チョルホ)	前韓国原子力安全技術院長
委員	곽재원 (クァク・チェウオン)	中央日報科学技術記者
委員	권동일 (クオン・ドンイル)	ソウル大材料工学部教授
委員	김성수 (キム・ソンス)	仁済(インジェ) 大政治外交学科教授
委員	윤명오 (ユン・ミョンオ)	ソウル市立大建築学部教授
委員	윤용석 (ユン・ヨンソク)	法務法人広場代表弁護士
委員	최은경 (チェ・ウンギョン)	蔚山(ウルサン) 大放射線腫瘍学科教授
委員	한화진 (ハン・ファジン)	韓国環境政策評価研究院副院長

(出典) 原子力安全委員会「委員長及び委員紹介」
<http://www.nssc.go.kr/nssc/nsscinfo/highrank/chair.jsp>

委員の任期及び身分保障

委員の任期は3年であり、1回に限り続けて再任することができる(第7条)。委員は政治活動に関与することができず、さらに常任の委員(委員長及び副委員長)については、公務以外の営利を目的とする業務に従事できず、兼職が禁止されている(第9条)。

身分保障については、①長期間の心身の故障により職務を遂行することができなくなった場合、②欠格事由(第10条)に該当するとき、③安全委員会法又は他の法律に基づく職務上の義務に違反した場合、④安全委員会法又は他の法律に基づく委員会所掌の職務に関連して不当な利益を得たとき、を除き、意思に反して免職されない(第8条)。また、職務の遂行に当たっては、不当な指示や干渉を受けない。なお、欠格事由には、直近3年以内に原子力事業者³³⁾又は原子力事業者団体に勤務したことがある場合及び直近3年以内に原子力事業者又は原子力事業者団体から研究開発課題を受託する等により、それらの遂行する事業に関与している場合も含まれる(新旧の委員会の委員の比較については表3参照)。

第3章 委員会の所掌事務(第11条～第12条)

委員会の所掌事務並びに審議及び議決事項

委員会の所掌事務は、①原子力安全管理に関する事項、②原子力安全管理に伴う研究開発に関する事項、③その他安全委員会法又は他の法律で定める委員会の事務、である(第11条)。

委員会の所掌事務が、原子力安全管理全般に及んでいるため、委員会における審議及び議決事項も、多岐にわたっている(第12条)。原子力安全法の規定により、委員会が5年ごとに策定する「原子力安全総合計画」に関する事項、核物質及び原子炉の規制に関する事項、原子力事業者の許可、再許可、認可、承認、登録、取消し等に関する事項、原子力事業者の行った禁止行為に対する措置及び課徴金の賦課に関する事項、放射性廃棄物の安全管理に関する事項、放射線災害対策に関する事項、原子力安全関連国際協力に関する事項等のほか、委員会の予算編成及び執行に関する事項についても、委員会の審議事項及び議決事項に含まれている。委員会は、原子力の利用部門及び振興部門から独立しており、独自の判断で許認可権等を行使できることになっている。

³³⁾ 原文は「원자력이용자」(原子力利用者)である。

表3 旧原子力安全委員会と新原子力安全委員会の委員の比較

	旧原子力安全委員会	新原子力安全委員会
委員長	教育科学技術部長官	国務総理が推薦し大統領が任命
委員の任命等	教育科学技術部長官が知識経済部長官と協議し任命又は委嘱	委員長の推薦により大統領が委嘱
委員数	7～9人	7～9人
委員の任期	3年	3年
委員の再任	可	1回に限り可
委員の構成		原子力、環境、保健医療、科学技術、公共安全、法律、人文社会等、原子力安全に寄与する関連分野の人材が、等しく含まれていなければならない
委員になることができない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法第33条各号(注)のいずれかに該当する者 ・ 発電用原子炉及び関係施設の運営に従事している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法第33条各号のいずれかに該当する者 ・ 弾劾決定により罷免された公務員 ・ 政党法第22条の規定による党员 ・ 最近3年以内に原子力事業者又は原子力事業者団体の長又はその従業員として勤務していた又は勤務している者 ・ 最近3年以内に原子力事業者又は原子力事業者団体から研究開発課題を受託する等、原子力事業者又は原子力事業者団体が遂行する事業に関与した、又は関与している者 ・ 上記のいずれかに該当することになったとき。

(注) 禁治産者(改正民法により、2013年7月1日以降は「被成年後見人」へ名称変更)、禁錮以上の刑を宣告された者で、その執行が終了し、又は執行を受けないことが確定してから5年を経過していないもの等が該当する。

(出典) 旧原子力法及び安全委員会法を基に筆者作成

第4章 委員会の運営(第13条～第19条)

委員会の招集、議決等

委員会の会議は、委員長が単独で決定したとき、又は委員2人以上の要求があるときに招集する(第13条)。委員は議案を提出することができ、議決事項は、在籍委員の過半数の賛成により議決する。また、委員会の会議は公開を原則とし、委員会規則で定めるところにより、会議録を作成及び保存しなければならない。なお、委員又はその配偶者(配偶者であった者も含む)が、当該議案の当事者になった場合等の条件にあてはまるときは、当該職務、審議又は議決に関与させない措置を講ずることができる(第14条)。

専門委員会

前述のとおり、委員会は原子力分野の専門家だけで構成されているわけではないため、所掌事務の実務的な諮問若しくは審議事項及び議決事項を事前に検討し、又は所掌事務を委託して効率的に処理するために、委員会の下に、専門委員会を置くことができる(第15条)。

専門委員会の詳細は、大統領令(安全委員会法施行令)に定められている。専門委員会の委員は、原子力に関する学識及び経験が豊富な者又は関係機関の職員の中から、安全委員会委員長が委嘱又は任命する(施行令第4条)。専門委員会委員長は、専門委員の中から安全委員会委員長が指名する。任期は2年で、1回に限り続けて再任が可能である。現在、原子炉、核材

料、放射線防護、廃棄物等の専門分野ごとに15人の専門委員がいる。さらに、重大な事故の発生、放射能汚染の拡大等の場合には、別途、個別に専門委員会を組織し調査させることができる。専門委員会の委員は、安全委員会法の規定により審議され又は規制を受ける原子力関連事業従事者から、金品その他利益供与を受けてはならない(第18条)。違反した場合は、10年以下の懲役又は禁錮に処される(第19条)。

調査研究の依頼等

安全委員会及び専門委員会の委員長は、所掌事務の審議及び業務遂行のために必要と認めるときは、国内外の関係機関や専門家に調査研究及び資料提供を依頼することができ、委員会の予算の範囲内で必要な経費を支給することができる(施行令第5条)。また、審議に必要と認めるときは、関係機関の職員等に出席を要請して意見を聴くことができる(施行令第6条)。

国会への報告

委員会は、毎会計年度の終了後3か月以内に、当該会計年度の年次報告書を国会に提出しなければならない(第16条)。ただし、公表することが適切でない認められる相当の理由がある場合には、委員会の議決により、非公表とすることもできる。

事務局

委員会には、所掌事務を処理するための事務局がおかれている(第17条)。事務局長1人の下、2局8課体制で運営されており、現在の定員は82人である⁽³⁴⁾。

2 論点

運転延長問題

新原子力安全委員会は、2012年2月9日に古里原発1号機が12分間にわたり全電源を喪失していたことを、同年3月13日に公表した⁽³⁵⁾。

新原子力安全委員会の事故対応の中で、論点の一つとなっているのが、設計寿命を過ぎた原子炉の扱いである。カン・チャンスン新原子力安全委員会委員長は「古里原発1号機を閉鎖する気持ちは全くない⁽³⁶⁾」と発言し、原子力産業界の利益を代弁しているとして批判を浴びた⁽³⁷⁾。古里原発1号機は、30年の設計寿命を10年延長して、2017年までの予定で運転延長されている。福島原発事故直後にも運転延長をめぐる議論が起こったが⁽³⁸⁾、今回の重大事故を受けて、再び閉鎖要求が盛上がりを見せている⁽³⁹⁾。2012年末には、月城原発1号機も設計寿命の30年を迎える予定であり、今後も運転延長をめぐる議論は継続するものと見られる。

設計寿命を過ぎた原子炉の運転延長については、2005年の原子力法施行令改正により、運転

(34) 前掲注(29)

(35) 「안전위, 고리 1 호기 전력공급중단 발생 조사 실시」(安全委、古里1号機電力供給中断発生調査実施)『原子力安全委員会報道資料』2012.3.13. <http://www.nssc.go.kr/nssc/notice/report.jsp?mode=view&article_no=3456&pager.offset=0&board_no=2>

(36) 「강창순 원자력안전위원장 일문일답」(カン・チャンスン原子力安全委員長一問一答)『聯合ニュース』2012.3.21. <<http://www.yonhapnews.co.kr/>> より

(37) 「[사설] 원자력안전위, 생각 바꾸지 않으면 原電 안전 장담 못해」([社説]原子力安全委、考えを改めなければ原発安全誇れない)『朝鮮日報』2012.3.21. <http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2012/03/21/2012032102907.html>; 「[사설] 원자력안전위, 원전 안전보다 확대가 우선인가」([社説]原子力安全委、原発安全より拡大が優先なのか)『ハンギョレ』2012.3.22. <<http://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/524752.html>>

(38) 藤原 前掲注(1), pp36-37.

(39) 「고리원전 1 호기 폐쇄요구 커진다」(古里原発1号機閉鎖要求高まる)『ハンギョレ』2012.3.29. <<http://www.hani.co.kr/arti/society/environment/525970.html>>

延長のための手続が法的に規定された（現在は原子力安全法施行令⁽⁴⁰⁾により規定）。しかし、逆に老朽化した原子力発電施設の閉鎖については法律上空白状態とされており、「我が国（韓国）の原子力安全法にも、原発設置後、30年が経過した場合に、解体のための法的な仕組みを準備する必要がある⁽⁴¹⁾」と指摘されている。

国会の統制

2012年3月21日に制定された改正国会法⁽⁴²⁾により、新原子力安全委員会は、国会の教育科学技術委員会の所管となった。他省庁と同様、国政監査及び国政調査を含め、国会が行う行政監視の対象となるほか、前述のとおり、新しく制定された安全委員会法の規定により、新原子力安全委員会の委員長が弾劾の対象となること及び国会に事後的に年次報告書を提出することが定められている。これに加え、国会がさらに新原子力安全委員会の規制活動を常時監視するような体制をとるかどうかが一つの論点となる。この点について、「規制活動を点検することができる国会内の委員会又は機関を設置し、原子力安全委員会の規制活動が国民の安全に寄与できるようにすることが重要である⁽⁴³⁾」との指摘がある。

すでに見たように、新原子力安全委員会の委員長は、國務總理の推薦により大統領が任命することになっており、国会同意人事ではない。各法案の中には、委員長の任命に際し、国会同意人事とする案はなかったが、国会の人事聴聞の対象とする案はあった⁽⁴⁴⁾。しかし、国会の審議の過程で、他の類似の委員会（公正取引委員会、国家人権委員会等）の委員長が対象外であることが指摘されるなど、最終的に人事聴聞の対象とはならなかった。ただし、最近の法改正により、公正取引委員会委員長、国家人権委員会委員長等も人事聴聞の対象に含まれることになった⁽⁴⁵⁾。今後、新原子力安全委員会委員長が人事聴聞の対象に追加されることも考えられる。

専門家の確保

諸外国と比較して、韓国では規制人員の不足が指摘されている。新原子力安全委員会の設置に当たり、教育科学技術部から業務が移管される過程で、同部は当初125人を想定していたとされるが、現時点における、実際の新原子力安全委員会の定員は、それよりさらに少ない82人⁽⁴⁶⁾であり、「原子力の安全性確保という時代的要請を考慮すれば、十分な規制人員とは言えない状

(40) 「원자력안전법시행령」(原子力安全法施行令)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B7270&PROM_DT=20120125&PROM_NO=23529〉

(41) イ・サンユン 前掲注(28), pp.396-397.

(42) 「국회법」(国会法)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1276&PROM_DT=20120321&PROM_NO=11416〉

(43) 안동대학교 산학협력단(安東大学校産学協力图)『국내 원자력발전 정책에 대한 국회의 역할 분석—전력가격 및 온실가스 배출 상승효과 분석—』(国内原子力発展政策に対する国会の役割分析—電力価格及び温室効果ガス排出上昇効果分析—)大韓民国国会, 2011.12, p.89.〈<http://ebook.assembly.go.kr/ebooklnk/generalpub/pdf/general026154754.pdf>〉

(44) 前掲注(31), p.17.

(45) 「국회법 일부개정법률안」(国会法一部改正法律案)〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_F1M2B0I2V1D4X0L9M2X8D2S6L1K4Q4〉等の関連法案を参照。

(46) 韓国原子力安全技術院及び韓国原子力統制技術院を含めると、500～600人規模である。韓国原子力安全技術院「인원현황」(人員現況)〈http://www.kins.re.kr/open/open_business02.asp?top_menu_id=1001&menu_id=1005&div_id=2〉; 韓国原子力統制技術院「임직원수」(役職員数)〈<http://www.kinac.re.kr/notification/company.asp>〉なお、原子力振興を担う韓国原子力研究院にも「原子力安全研究本部」があるが、教育科学技術部の管轄下にある。〈http://www.kaeri.re.kr:8080/sub/sub01/sub01_05_01.jsp〉

況であり、今後、外国の事例を十分に考慮し、規制人員をさらに強化する方向へ改善する必要がある⁽⁴⁷⁾と指摘されている。また、そのためには「国会の次元において、予算及び法的根拠となり得る法令の再整備が必要であろう⁽⁴⁸⁾」との指摘もある。

他方、いかに原子力の利用又は振興側と利害関係のない委員を確保するのかという点も、問題点として挙げられている。この問題は、国会審議においても論点となった。2010年11月23日に開かれた原子力関係法案の公聴会において、与党ハンナラ党（当時）のチュ・グァンドク議員が、「原子力振興部門に従事していた人が、安全のために規制をどのようにすれば良いかということ、最もよく知り得る人でもあるのではないかと述べ、振興部門の関係者が安全規制を担えば良い旨の主張をしたのに対し、陳述人のチャン・グンヒョン公共研究労働組合原子力安全技術院支部副支部長は、「原子力分野においては、ファミリー意識が非常に強い。原子力学科がいくつかの大学に限られている」と述べ、振興部門の関係者が安全規制を担った場合、振興側の利益や立場を代弁するおそれがあることを指摘した⁽⁴⁹⁾。

現在の安全委員会の人材構成については、「原発の安全性に対して問題提起をしてきた市民団

体や学会の専門家が含まれていない⁽⁵⁰⁾」との批判があるほか、現場対応能力への不安から、「現在の委員会では、原発事故発生時、国民の信頼を得るのは難しい⁽⁵¹⁾」との声もある。新原子力安全委員会の初代委員長となったカン・チャンスン委員長についても、就任当初から、原子力拡大論者との批判があった⁽⁵²⁾。

おわりに

福島原発事故の衝撃にもかかわらず、金滉植（キム・ファンシク）国務総理は2011年4月11日の国会本会議の対政府質問において、「これといったエネルギー源を持ってないでいる我が国（韓国）の現実において、今まで行ってきた原子力政策をすぐに放棄することは決してできない⁽⁵³⁾」と述べ、韓国政府が従来の原子力政策を、今後も継続する意向であることを明らかにした。2011年11月21日に確定した「第4次原子力振興総合計画」においても、安全面の強化と併せて、原発の輸出、新しい原子炉の開発等、積極的な原子力政策を展開していくことが決まった⁽⁵⁴⁾。また、李明博大統領は、2012年2月22日に行われた大統領就任4周年の演説において、「現実的に、石油、ガスの出ない国は、この道しかない」と述

(47) イ・サンユン 前掲注(28), pp.392-393.

(48) 前掲注(43), p.94.

(49) 「第18代国会第294回国会（定期会）教育科学技術委員会会議録第9号」2010.11.23, pp.13-14.

〈http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/294/pdf/294qd0009b.PDF#page=1〉

(50) 「원자력안전위원회 '외눈박이 출범」(原子力安全委 ‘不十分な発足’) 『韓国日報』2011.10.26. 〈<http://news.hankooki.com/lpage/culture/201110/h2011102521345786330.htm>〉

(51) 「[사설] 이런 원자력안전위원회는 국민 신뢰 받기 어렵다」([社説] このような原子力安全委では国民の信頼を得るのは難しい) 『朝鮮日報』2011.10.26.

〈http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2011/10/26/2011102602980.html〉

(52) 「[사설] 원전 확대론자가 원자력안전위원장이라니」([社説] 原発拡大論者が原子力安全委員長とは) 『ハンギョレ』2011.10.25. 〈<http://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/502351.html>〉

(53) 「第18代国会第299回国会（臨時会）国会本会議会議録第6号」2011.4.11, p.10. 〈http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/299/pdf/299za0006b.PDF#page=1〉

(54) 「원자력진흥위원회」(原子力振興委員会) 『国務総理室報道資料』2011.11.21. 〈http://www.pmo.go.kr/pmo_web/main.jsp?sub_num=20&ord=0&ordt=2012&pageNo=10&state=view&idx=56109〉

べ、改めて原子力推進の意向を明らかにした⁵⁵⁾。

新原子力安全委員会は、形の上では独立性が強化されたと言えるが、一方で課題も指摘されている⁵⁶⁾。新原子力安全委員会のユン・ Cholホ副委員長は、新原子力安全委員会の今後の方向性について、独立性、透明性、専門性等に基づいた組織運営を行い、福島原発事故のような複

合的な要因による事故についても対応できるよう、体制を整えていくと述べている⁵⁷⁾。新たな原子力規制のあり方を模索している日本にとって、韓国の新原子力安全委員会が今後、どのように実効性ある原子力安全規制を行っていくのか、注視すべきところであろう。

(ふじわら なつと)

55) 「취임 4 주년 이명박 대통령 특별기자회견 (전문)」(就任 4 周年李明博大統領特別記者会見 (全文))

〈http://www.president.go.kr/kr/president/news/news_view.php?uno=1803&article_no=438&board_no=P01&search_key=&search_value=&search_cate_code=&order_key1=1&order_key2=1&cur_page_no=3&cur_year=2012&cur_month=〉

56) 新原子力安全委員会の課題については、以下の資料も参照。

Yong Ho RYU, *Nuclear Regulatory Organization Changes in Korea*, 2012.1.18, p.14. 〈<http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/kokusaiws/siryu/korea.pdf>〉

57) 韓国政策放送 (KTV) の以下のプログラムを参照。「원자력안전위원회 출범, 과제와 기대효과는 [와이드 인터뷰]」(原子力安全委員会発足、課題と期待効果は [ワイドインタビュー]) 2011.10.28. 〈<http://www.ktv.go.kr/program/contents.jsp?cid=403699>〉; 「윤철호 원자력안전위원회 부위원장에 듣는다」(ユン・ Cholホ原子力安全委員会副委員長に聴く) 2012.2.19. 〈<http://www.ktv.go.kr/program/contents.jsp?cid=416642>〉

原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律

원자력안전위원회의 설치 및 운영에 관한 법률
(制定 2011.7.25 法律第 10912 号 施行日 2011.10.26)

菊池 勇次記

【目次】

第 1 章 総則
第 2 章 原子力安全委員会の設置等
第 3 章 委員会の所掌事務
第 4 章 委員会の運営
附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律は、原子力安全委員会を設置し、原子力の生産及び利用に伴う放射線災害から国民を保護し、公共の安全及び環境保全に資することを目的とする。

第 2 条 (運営原則)

原子力安全委員会は、独立性及び公正性を維持し、原子力の研究、開発、生産及び利用（以下「原子力利用」という。）に伴う安全管理（以下「原子力安全管理」という。）に必要な対策

を整備し、実施に努めなければならない。

第 2 章 原子力安全委員会の設置等

第 3 条 (委員会の設置)

- ① 原子力の安全に関する業務を遂行するため、大統領所属の原子力安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、「政府組織法」第 2 条⁽¹⁾の規定による中央行政機関とみなす。ただし、次の各号に掲げる事項については「政府組織法」第 16 条⁽²⁾を適用しない。
 - 1 第 12 条第 5 号の規定による原子力利用者の許可、再許可、認可、承認、登録、取消等に関する事項
 - 2 「韓国原子力安全技術院法」第 9 条第 4 項⁽³⁾及び第 11 条第 2 項⁽⁴⁾の規定による韓国原子力安全技術院の役員の選任及び院長の任命に関する事項
 - 3 「原子力安全法」第 6 条第 5 項⁽⁵⁾の規定による韓国原子力統制技術院の役員の承認

(1) 「政府組織法」第 2 条 (中央行政機関の設置と組織等)

① 中央行政機関の設置及び職務範囲は法律で定める。

② 中央行政機関は、この法及び他の法律に特別な規定がある場合を除いては、部、処及び庁とする。(以下省略)

(2) 「政府組織法」第 16 条 (国務総理の行政監督権)

① 国務総理は大統領の命を受け、各中央行政機関の長を指揮及び監督する。

② 国務総理は中央行政機関の長の命令又は処分が違法又は不当と認定される場合には、大統領の承認を受け、これを中止し、又は取り消すことができる。

(3) 「韓国原子力安全技術院法」第 9 条 (役員)

④ 院長を除く役員は、「公共機関の運営に関する法律」及び定款で定めるところにより選任する。

(4) 「韓国原子力安全技術院法」第 11 条 (院長)

② 院長は、「公共機関の運営に関する法律」第 29 条により、安全技術院に置く役員推薦委員会が複数の候補者を推薦し、その中から原子力安全委員会委員長が任命する。

(5) 「原子力安全法」第 6 条 (韓国原子力統制技術院の設立)

⑤ 統制技術院に役員として理事長及び院長の各 1 人を含む 11 人以内の理事と監事 1 人を置き、役員は定款で定めるところにより理事会で選任し、委員会の承認を受けなければならない。

に関する事項

- 4 その他原子力安全管理の独立性を保障するために必要な事項として大統領令⁽⁶⁾で定めるもの

第4条（委員会の構成等）

- ① 委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長各1人を含む7人以上9人以下の委員をもって構成し、そのうち委員長及び副委員長は常任の委員とする。
- ② 委員長及び副委員長は政務職⁽⁷⁾とする。
- ③ 委員長及び副委員長は、「政府組織法」第10条⁽⁸⁾の規定にもかかわらず、政府委員となる。

第5条（任命等）

- ① 委員は、原子力の安全に関する識見及び経験が豊富な者の中から任命又は委嘱し、委員長及び副委員長は、国務総理の推薦により大統領が任命し、その他の委員は委員長の推薦により大統領が委嘱する。この場合、委員には原子力、環境、保健医療、科学技術、公共安全、法律、人文社会等、原子力の安全に資する関連分野の人物が等しく含まれていなければならない。
- ② 委員の任命、委嘱その他委員会の構成等に必要事項は、大統領令で定める。

第6条（委員長）

- ① 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を主宰し、所掌事務を統括する。
- ② 委員長は、必要に応じて国務会議に出席し、発言することができ、その所掌事務に関して国務総理に議案の提出を建議することができる。
- ③ 委員長は、国会に出席して委員会の所掌事務に関して意見を陳述することができ、国会の要求がある場合には、出席して報告し、又は答弁しなければならない。
- ④ 委員長がやむを得ない事由によりその職務を遂行することができない場合には、副委員長及び委員は、あらかじめ委員会が定めた委員の順序でその職務を代行する。
- ⑤ 国会は、委員長がその職務を執行するに当たり、憲法又は法律に違反した場合には、弾劾の訴追を議決することができる。

第7条（委員の任期）

委員の任期は3年とし、1回に限って再任することができる。

第8条（身分保障等）

- ① 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意思に反して免職されない。
- 1 長期間、心身の故障により職務を遂行できなくなった場合

(6) 「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律施行令」第2条（原子力安全管理の独立性保障）

1 「原子力安全法」第3条による原子力安全総合計画の策定に関する事項

2 「原子力安全法」第12条第3項、第15条第2項、（中略）及び第104条第3項による命令に関する事項

3 「原子力安全法」第89条第1項による制限区域の設定及び同条第2項による制限区域での一般人の出入り及び居住の制限命令に関する事項

(7) 「国家公務員法」第2条（公務員の区分）第3項によれば、「選挙で就任するか、任命の際に国会の同意が必要な公務員」並びに「高度の政策決定業務を担当する公務員及び同業務を補助する公務員であり、法律や大統領令（大統領室の組織に関する大統領令だけが該当する）の規定により政務職と指定された公務員」を政務職公務員と規定している。

(8) 「政府組織法」第10条（政府委員）

国務総理室の室長及び次長、特任長官下の次官、部、処、庁の処長、次官、庁長、次長、室長、局長及び次官補並びに外交通商部の本部長は、政府委員になる。

- 2 第10条の規定による欠格事由に該当する場合
- 3 この法律又は他の法律の規定による職務上の義務に違反した場合
- 4 この法律又は他の法律の規定による委員会の所掌職務と関連して不当な利得を得た場合
- ② 委員は、その職務を執行するに当たり、不当な指示又は干渉を受けない。

第9条（兼職の禁止等）

- ① 常任委員は、公務外の営利を目的とする業務に従事することはできず、他の職務を兼ねることはできない。
- ② 委員は、政治活動に関与することができない。
- ③ 第1項の規定による営利を目的とする業務の範囲に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（欠格事由）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 1 「国家公務員法」第33条各号のいずれかに該当する者⁽⁹⁾
 - 2 弾劾決定に伴い罷免された者⁽¹⁰⁾
 - 3 「政党法」第22条に規定する党員⁽¹¹⁾
 - 4 最近3年以内に、原子力利用者、原子力利用者団体の長又はその従業員として勤務

した者、又は勤務している者

- 5 最近3年以内に、原子力利用者又は原子力利用者団体から研究開発課題を受託する等、原子力利用者又は原子力利用者団体が遂行する事業に関与した者、又は関与している者
- ② 委員が第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その職を当然退職する。

第3章 委員会の所掌事務

第11条（委員会の所掌事務）

- ① 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 1 原子力安全管理に関する事項
 - 2 原子力安全管理に伴う研究及び開発に関する事項
 - 3 その他この法律又は他の法律で定める委員会の事務
- ② 第1項の規定による委員会の所掌事務に関する細目的事項は、大統領令で定める。

第12条（委員会の審議及び議決事項）

- 委員会は、所掌事務のうち次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
- 1 原子力安全管理の総合調整に関する事項
 - 2 「原子力安全法」第3条⁽¹²⁾の規定による原子力安全総合計画の策定に関する事項
 - 3 核物質及び原子炉の規制に関する事項

(9) 成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられた者等。

(10) 「大韓民国憲法」第65条

① 大統領、國務総理、國務委員、行政各部の長、憲法裁判所裁判官、判事、中央選挙管理委員会委員、監査院長、監査委員、その他法律が定める公務員がその職務執行において憲法又は法律に違反した場合には、国会は弾劾の訴追を議決することができる。

(11) 公務員（公選による公職等を除く）、学校教員（大学教員等を除く）、外国人等は、政党の党員となることができない。

(12) 「原子力安全法」第3条（原子力安全総合計画の策定）

① 原子力安全委員会は原子力利用に伴う安全管理のため、5年ごとに原子力安全総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定しなければならない。

② 総合計画には、次の各号の事項を含めなければならない。

- 4 原子力利用に伴う放射線被ばくによる障害からの防護に関する事項
- 5 原子力利用者の許可、再許可、認可、承認、登録、取消し等に関する事項
- 6 原子力利用者の禁止行為に対する措置及び課徴金賦課に関する事項
- 7 原子力安全管理に伴う経費の見積り及び配分計画に関する事項
- 8 原子力安全管理に伴う調査、試験、研究及び開発に関する事項
- 9 原子力安全管理に伴う研究者及び技術者の養成及び訓練に関する事項
- 10 放射性廃棄物の安全管理に関する事項
- 11 放射線災害対策に関する事項
- 12 原子力安全に関連のある国際協力に関する事項
- 13 委員会の予算編成及び執行に関する事項
- 14 所管法令及び委員会規則の制定、改正及び廃止に関する事項
- 15 この法律又は他の法律の規定による委員会の審議及び議決事項

第4章 委員会の運営

第13条（会議）

- ① 委員会の会議は、2人以上の委員の要求があるときに委員長が招集する。ただし、委員長は単独で会議を招集することができる。
- ② 委員会の会議は、在籍委員過半数の賛成で

議決する。

- ③ 委員は、議案を提出することができる。
- ④ 委員会の会議は、公開を原則とする。
- ⑤ 委員会は、委員会規則で定めるところにより、会議録を作成し、保存しなければならない。
- ⑥ その他委員会の会議運営に関する必要な事項は、委員会規則で定める。

第14条（委員の除斥、忌避又は回避）

- ① 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委員はその職務の執行から除斥される。
 - 1 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該案件の当事者であるとき。又は当該案件に関して共同権利者若しくは義務者の関係にあるとき。
 - 2 委員が当該案件の当事者と親族であるとき。又はあったとき。
 - 3 委員が当該案件に関して証言又は鑑定を行ったとき。
 - 4 委員が当該案件に関して当事者の代理人として関与しているとき、又は関与したとき。
 - 5 委員が当該案件の対象になった処分又は不作為に関与したとき。
- ② 委員会は、職権又は当事者の申立てにより委員の除斥の決定を行う。
- ③ 委員に審議及び議決の公正を期待すること

-
- 1 原子力安全管理に関する現況と展望に関する事項
 - 2 原子力安全管理に関する政策目標と基本方針に関する事項
 - 3 部門別課題及びその推進に関する事項
 - 4 所要財源の投資計画及び調達に関する事項
 - 5 その他原子力安全管理のために必要な事項

- ③ 委員会は、総合計画を策定しようとする際には、あらかじめ関係部処の長と協議しなければならない。策定された総合計画を変更しようとする場合も同様とする。
- ④ 総合計画の策定及び変更は、委員会の審議及び議決を経て確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項の変更は、その限りではない。
- ⑤ 委員会は、総合計画の策定のために必要があると認める場合は、関係機関の長に総合計画の策定に必要な資料の提出を要求することができる。

が困難な事情がある場合には、当事者は、委員の忌避の申立てをすることができ、委員会は、議決によりこれを決定する。

- ④ 委員に第1項又は第3項の規定による事由がある場合には、当該案件について当該委員を回避することができる。

第15条（専門委員会の設置）

- ① 委員会は、その所掌事務の実務的な諮問若しくは審議及び議決事項に関する事前の審査又は委員会から委任された事務を効率的に遂行するために必要と認めるときは、委員会に所属する専門委員会を置くことができる。
- ② 第1項の規定による専門委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令⁽¹³⁾で定める。

第16条（年次報告書）

- ① 委員会は、毎会計年度終了日以後3か月以内に当該会計年度における委員会の業務の遂行に関する報告書を国会に提出しなければならない。

- ② 委員会は、第1項の規定による報告書を公表する。ただし、公表することが適切ではないと認められる相当の理由がある場合には、委員会の議決により公表しないことができる。

第17条（事務局）

- ① 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。
- ② 事務局に事務局長1人及び必要な職員を置き、委員長が任命する。
- ③ 事務局の職員は、関係職列⁽¹⁴⁾の一般職公務員とし、大統領令⁽¹⁵⁾で定めるところにより、関係職列外の公務員を置くことができる。

(13) 「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律施行令」第4条（専門委員会）

① 法第15条による専門委員会（以下、専門委員会という。）は、委員長1人を含む15人以内の委員で構成する。

② 専門委員会委員長は、専門委員会委員の中から原子力安全委員会委員長が指名し、専門委員会委員は、次の各号の人物の中から原子力安全委員会委員長が委嘱又は任命する。

- 1 原子力に関する学識と経験が豊富な人物
- 2 関係機関の職員

③ 専門委員会委員の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

④ 専門委員会の会議は、在籍委員過半数の出席で開き、出席委員過半数の賛成で議決する。

⑤ 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別個の専門委員会を構成し、調査させることができる。

- 1 原子力関係施設の安全系統で重大な事故が発生したとき
- 2 放射能による環境汚染事故が発生したとき
- 3 放射線による重大な被ばく事故が発生したとき
- 4 第1号から第3号までに掲げる事故に準ずる国外の放射線事故が発生したとき又は放射能汚染が拡散しているとき

⑥ 第5項の専門委員会については、第3項の規定を適用しない。

⑦ 第1項から第6項までに規定する事項以外に専門委員会の構成及び運営に必要な事項は、原子力安全委員会規則で定める。

(14) 「公務員任用令」別表1によれば、一般職公務員は、行政職群及び技術職群に分かれており、さらに行政職群は、矯正、保護、検察事務、麻薬捜査、出入国管理、鉄道公安、行政、職業相談、税務、関税、社会福祉、統計、司書及び監査の計14職列に分かれ、技術職群は、工業、農業、林業、獣医、海洋水産、気象、保健、医療技術、食品衛生、医務、業務、看護、環境、航空、施設、電算及び放送通信の計17職列に分かれており、各職列はさらに各職類に細分化されている。

(15) 「原子力安全委員会職制」（別表）原子力安全委員会公務員定員表によれば、委員長以下の公務員数は総計82人。うち政務職は計2人であり、委員長は長官級、副委員長は次官級。一般職は計73人であり、うち高位公務員団3人。技能職（運転手等）は計7人。

- ④ その他事務局の組織及び運営等に必要な事項は、大統領令⁽¹⁶⁾で定める。

第18条（清廉義務）

第15条の規定による専門委員会の委員は、この法律の規定により審議され又は規制を受ける原子力関連事業に従事する者から金品その他の利益の提供を受けてはならない。

第19条（罰則）

第18条の規定に違反した者は、10年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則 < 第10912号、2011.7.25 >

第1条（施行日）

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

第2条（所掌事務に関する経過措置）

この法律の施行の際、従前の「原子力法」の規定により教育科学技術部長官に所属する原子力安全委員会の所掌事務のうち、この法律第11条第1項の規定による事務は、この法律による原子力安全委員会が承継する。

第3条（許可等の行為に関する経過措置）

この法律の施行の際、従前の「原子力法」の規定により教育科学技術部長官に所属する原子力安全委員会等が行った行為及び教育科学技術部長官に所属する原子力安全委員会等に対して行った行為は、この法律の規定による原子力安全委員会が行い、又は原子力安全委員会に対し

て行ったものとみなす。

第4条（他の法律の改正）

- ① 政府組織法の一部を次のように改正する。
第24条第1項「原子力」を「原子力研究、開発、生産及び利用」に改める。
- ② 原子力損害賠償法の一部を次のように改正する。
第6条第2項、第13条第2項、第16条第1項、第17条及び第20条第4項「教育科学技術部長官は」を「原子力安全委員会は」に改める。
第7条第2項及び第13条第1項各号列記以外の部分「教育科学技術部長官」を「原子力安全委員会」に改める。
第15条第1項「教育科学技術部」を「原子力安全委員会」に改める。
第20条第2項「教育科学技術部長官が」を「原子力安全委員会が」に改める。
第20条第3項「教育科学技術部長官に」を「原子力安全委員会に」に改める。
- ③ 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を次のように改正する。
第18条「教育科学技術部長官が」を「原子力安全委員会が」に改める。
- ④ 電気事業法の一部を次のように改正する。
第10条第4項「教育科学技術部と」を「原子力安全委員会と」に改める。

第5条（他の法律との関係）

この法律の施行の際、他の法律中「原子力安全委員会」若しくは「原子力安全委員会委員長」又は「教育科学技術部」若しくは「教育科学技術部長官」とあるのは、当該法律に規定する業

(16) 「原子力安全委員会職制」第5条（下部組織）

事務局に運営支援課、企画広報課、安全政策局、放射線防災局を置く。

第6条から第9条までの規定により、各課及び局の職務分掌が定められており、運営支援課及び企画広報課の長は一般職公務員から任命し、安全政策局及び放射線防災局の長は高位公務員団から任命すると規定されている。

務の内容により、それぞれこの法律の規定による「原子力安全委員会」又は「原子力安全委員

会委員長」とみなす。

(きくち ゆうじ)

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)